

1. 件名：高浜発電所 保安規定第89条を適用して実施する点検・保守について
2. 日時：令和2年1月8日 13時30分～13時45分
3. 場所：原子力規制庁 2階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門  
吉野企画調査官、小野上級原子炉解析専門官

関西電力株式会社 東京支社 技術グループマネジャー 他1名

5. 要旨

- 関西電力株式会社から、高浜発電所4号機において、保安規定第89条第3項を適用して点検・保守を実施する予定である旨、提出資料に基づき説明があった。

【対象設備】

高浜4号機 A, B, C蓄圧タンク

【作業内容】

高浜4号機原子炉格納容器全体漏えい率検査実施時に、原子炉格納容器内で蓄圧タンクの容器内圧力が加圧源とならないよう蓄圧タンクを大気圧まで減圧する。

【予定日時】

2020年1月15日 17:00～1月22日 4:30

6. その他

提出資料：計画的に運転上の制限を満足しない場合への移行を伴う作業等連絡票

以上